

「島根県奨学のための給付金（新入生前倒し給付）」 申請案内

奨学のための給付金制度は、授業料以外の教育費負担を軽減するための**返還不要の給付金**です。
受給を希望される方は、下記に従って、申請書類を提出してください。

給付の対象となる方（R6.4）

奨学のための給付金を受給するためには、**令和6年4月1日現在**、以下の要件を
全て満たしている必要があります

- 1 令和6年4月に国公立高等学校等に入学した生徒の保護者等であること。
- 2 生徒が高等学校等就学支援金・学び直し支援金・専攻科修学支援金の受給資格を有していること。
- 3 保護者等が島根県内に住所を有すること〈※〉
- 4 **生活保護受給世帯、または保護者等全員の令和5年度の県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円（非課税）**であること。
- 5 生徒が児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象でないこと。

〈※〉ただし、保護者の中に海外に在住（課税状況を確認できない）者がいる場合は対象外となります

前倒し給付額（R6.4）※審査結果及び給付は8月以降を予定

8,075円～35,925円（生徒一人当たり）

※給付額は申請者の扶養状況等により変わります。詳しくは島根県のホームページでご確認ください。

提出書類

（A）生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

- ①申請書〈様式第1号〉（通帳の写しの貼付が必要）
- ②生活保護受給証明書 ※各市町村の福祉事務所で発行されます。

（B）生活保護受給世帯ではない場合

- ①申請書〈様式第1号〉（通帳の写しの貼付が必要）
 - ②保護者全員の令和6年度（非）課税証明書類（※詳細は裏面）
- ※早期給付のため、今回はマイナンバーではなく課税証明書類でのご提出をお願いします。

提出期限【厳守】

令和6年5月17日（金）までに下記提出先へ提出してください

島根県内の国公立高校・高専：学校の事務室

県外の国公立高校に通う生徒の場合：島根県教育庁学校企画課（郵送・住所は下記参照）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁学校企画課（奨学のための給付金担当）

※申請書類の確認のために下記の番号からお電話をすることがあります

TEL 0852-22-5915/5918/5935（受付時間：平日9:00～17:00）

島根県ホームページ：<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/syougaku.html>

（右の二次元バーコードからもアクセスできます）



裏面もご確認ください→

☆課税証明書類としてご利用できるもの

- 令和5年度 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）（コピー可）
→会社等に雇用されている方は昨年の6月頃に会社等を通じて配布されています。
 - 令和5年度 納税通知書（コピー可）
→自営業者等、給与所得者以外の方は昨年の6月頃に市町村から送付されています。
 - 令和5年度 課税証明書（コピー可）
→令和4年1月1日現在に住所地のあった市町村役場で取得できます。また、マイナンバーカード利用によりコンビニで取得できる市町村もあります。
- ㊦コピーで提出される場合は、氏名・年度・所得割額の全てが確認できる状態でコピーしてください。
- ㊦源泉徴収票・所得証明書（課税額が確認できないもの）は不可

☆課税証明書類での確認方法

令和5年度のものであること

令和5年度 市・県民税 課税証明書

住所 ○○市○○町○○番地○○
氏名 ○○ ○○
生年月日 昭和 ○○年 ○月 ○日

収入・所得は令和4年1月1日から令和4年12月31日までの状況です。

収入内訳	所得	課税標準	所得割額	均等割額
給与収入 **以下余白**	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額

上記の通り相違ないことを証明します。
令和○○年 ○月 ○日 ○○市長 ○○ ○○ 印

課税証明書で確認する場合
※市町村により様式は異なる

市民税	所得割額	0円
	均等割額	
県民税	所得割額	0円
	均等割額	

【認定要件】

保護者全員の市町村民税と県民税の所得割額が両方0円（非課税）

※均等割額は0円でなくてもよい

令和5年度 給・所得等に係る市・県民税 特別徴収税額の決定 変更通知書（納税義務者用）

受給者番号 ○○ ○○様
氏名 ○○ ○○様
住所 ○○市○○番地○○
宛名番号 ○○ ○○
令和○○年 ○月 ○日 ○○市長 ○○ ○○ 印

令和5年度のものであること

特別聴取税額の決定通知書
で確認する場合
※市町村により様式は異なる

収入内訳	所得	課税標準	納付額
給与収入 **以下余白**	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
雑損 医療費 社会保険料 小規模企業 生命保険料 地震保険料	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
配偶者 障害者 障害者 労働学生	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
特別聴取 市 調整控除 取 *以下余白*	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
総所得③	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
山林所得 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
総所得金額①	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
雑損 医療費 社会保険料	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
障害・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 控除合計②	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
課税標準	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
市民税	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
県民税	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
特別徴収税額④	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
既納付額⑩	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
既納付額⑪	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
差引納付額(⑩-⑪-⑨⑩)	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
変更前税額⑫	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
増減額(⑧-⑫)	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額